

令和2年4月9日

郡市医師会担当理事 殿

神奈川県医師会
理事 篠原 裕希

「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」の設置等について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）等より都道府県衛生主管部等あて通知があり、本会に対しても別添のとおり日本医師会感染症危機管理対策室長等を介して通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等へご周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ（介護保険関係） 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：岩田

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp



(健Ⅱ349) (介211)
令和2年3月27日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 薙 敏

日本医師会常任理事
平 川 俊 夫

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」の設置等について

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症につきましては、種々ご対応をいただいておりますこと、御礼申し上げます。

さて、本年3月24日付(健Ⅱ333)(介200)文書にて、介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなどの現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを国が一括して2,000万枚購入し、緊急に配布する旨のご連絡を申し上げたところです。

本件に関連し、今般、「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」が設置されましたのでご連絡申し上げます。詳細は下記のとおりです。

(1) 問い合わせ先

布製マスクの配布に関する電話相談窓口

TEL: 0120-829-178

(2) 相談受付時間

午前9時から午後6時まで(土曜・日曜・祝日も対応)

(3) 設置日時

令和2年3月26日(木)午前9時より

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。



【添付資料】

- 「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」の設置等について
(令 2.3.25 事務連絡 厚生労働省医政局経済課(マスク等物資対策班)、
子ども家庭局総務課少子化総合対策室、保育課、家庭福祉課、子育て支
援課、社会援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室、福祉基盤
課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課認知症施策推進室、高齢
者支援課、振興課、老人保険課、内閣府子ども・子育て本部参事官付、
文部科学省大臣官房国際課、総合教育政策局生涯学習推進課、初等中等
教育局幼児教育課、健康教育・食育課)



事務連絡
令和2年3月25日

各都道府県衛生主管部（局）
民生主管部（局）
認定こども園主管部（局）
教育委員会
私立学校主管部（局）
各種学校主管部（局）
附属学校を置く各都道府県公立大学法人学校事務主管部（局）

御中

厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）
子ども家庭局総務課少子化総合対策室
子ども家庭局保育課
子ども家庭局家庭福祉課
子ども家庭局子育て支援課
社会・援護局保護局保護課
社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局総務課認知症施策推進室
老健局高齢者支援課
老健局振興課
老健局老人保健課
内閣府子ども・子育て本部参事官付
文部科学省大臣官房国際課
総合教育政策局生涯学習推進課
初等中等教育局幼児教育課
健康教育・食育課

「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」の設置等について

本年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」（新型コロナウイルス感染症対策本部）における介護施設等に対する布製マスクの配布については、先般、その配布方法等について、「介護施設等に対する布製マスクの配布について」（令和2年3月18日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）によりお示ししたところです。

今般、介護施設等に対する布製マスクに関し、「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」を設置しますのでお知らせするとともに、併せて、布製マスクに同封するお知らせ文をお知らせいたします。

各都道府県におかれましては御了知いただくとともに、管内市町村や部局所管の関連団体、関連施設にご周知いただけるようよろしくお願いいたします。



記

1. 電話相談窓口の設置について

(1) 問い合わせ先

布製マスクの配布に関する電話相談窓口

0120-829-178

(2) 相談受付時間

午前9時から午後6時まで（土曜・日曜・祝日も対応）

(2) 設置日時

令和2年3月26日（木） 午前9時より

(3) 相談内容

- ・自治体、施設・事業者、利用者等からの布製マスクの配布に関する問い合わせについては上記相談窓口をご利用いただきますようお願いいたします。
- ・布製マスクの配布については、既に作成済みのリストに基づき、マスクを確保次第、順次送付しております（マスクの配布について施設・事業者の方からの申請は不要です。）。
- ・マスクが届いていない旨のお問い合わせにつきましては、4月11日以降、上記相談窓口あてお問い合わせ下さい。

2. 配布する布製マスクに同封するお知らせ文等

- (1) 今般の布製マスクが配布される際に（別紙）のとおり、お知らせ文を同封しますのでお知らせします。

(2) 布製マスクの洗い方に関する動画

(1) のお知らせ文で〈ガーゼマスクの利用・洗濯方法〉を記載しておりますが、布製マスクの洗い方に関する次の動画をインターネット上に掲載していますので、お知らせいたします。

YouTube metichannel 「布マスクをご利用のみなさまへ」

(検索方法)

- ・ YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索して下さい。
- ・ <https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

以上

(別紙) 配布する布製マスクに同封するお知らせ文

各種施設、サービスの利用者、職員の皆様

本年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」(新型コロナウイルス感染症対策本部)において、介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどの現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを、国が2,000万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に1人1枚は行きわたるよう配布することとされています。

これを受け、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、再利用可能なマスクを無料で配布しますので、御活用下さい。

咳などの症状のある人は積極的にマスクを使用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。

＜ガーゼマスクの利用・洗濯方法＞(今回、配布する布製マスクのメーカーからの情報をまとめたもの)

【ガーゼマスクの洗い方】

1. 衣料用洗剤で、もみ洗いではなく、軽く押し洗いしてください。
2. 十分なすすぎをしてください。
3. 乾燥機は使わず、陰干しで自然乾燥してください。

【洗濯回数】

1. 洗濯により縮みますが、複数回の再利用については品質上問題ないことを確認しております。
2. 一日一回の洗濯の頻度を推奨しており、汚れがつかましたら、その都度洗濯してください。

【漂白剤、柔軟剤の使用について】

1. 汚れが気になる場合は、塩素系漂白剤を使い、においがなくなるまで十分なすすぎをしてください。
2. 柔軟剤の使用は避けてください。

【洗濯表示記号】



【ご注意】

1. 漂白剤を使用する場合は、炊事用のゴム手袋などをご利用ください。

【差出人】

厚生労働省医政局経済課(マスク等物資対策班)

【問合せ先】

布製マスクの配布に関する電話相談窓口

0120-829-178(9時~18時)

※各種施設、サービスの職員の皆様は裏面もご覧ください。

<各種施設、サービスの職員の皆様>

- 今回、配布する布製マスクは大人用のサイズであり、配布枚数は、
 - ・ 高齢者施設・事業所、障害福祉サービス等施設・事業所、保護施設等（生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所は除く。）は、職員と利用者を対象とした枚数、
 - ・ 保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、各種学校幼稚部（各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部分）、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所は、職員を対象とした枚数を配布することとしています。
- 利用者分の配布を受け取られている各種施設、サービスの職員の皆様におかれては、マスクを利用者の方に配布いただき、適切なマスクの使用を促していただくようお願いします。
- 配布枚数の算出に当たっては、速やかに広く配布する観点から、各種データ（介護報酬データ、障害福祉サービス等報酬データ、情報公表制度のデータ等）を活用しつつ、自治体の協力も得ながら得た職員や利用者の人数等を踏まえ、配布の枚数を設定しておりますが、直近の職員や利用者の人数の変動を反映できていない場合があります。
一人一枚配布いただいた上で余った分については、各施設・事業所の判断で適切に御活用下さい。
- 高齢者施設・事業所分については、以下の整理に基づき配布しています。
 - ※ 詳細な配布方法は、別途、厚生労働省から事務連絡等でお示しさせていただきます。

【職員分】

 - ・ いずれの施設・サービスについても、各施設・事業所等に配布しています。

【利用者分】

 - ・ 施設・居住系サービス、高齢者向け住まい等については、各施設等に配布
 - ・ 訪問系及び通所系サービス（※）については、居宅介護支援事業所に配布しておりますので、当該事業所より各利用者に配布をお願いいたします。

※ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護は各サービス事業所に配布しています。

※ 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に限る。）の利用者分については、地域包括支援センターに配布しておりますので、来所された方にお渡しください。